

木更津警察署からのお知らせ

交通ルール～自転車編～

発行者
千葉県木更津市
潮見 1-1-5
木更津警察署
地域課



日本では、歩行者は右側を歩きます。車は左側を走行します。
自転車は車の仲間なので、車道の左側を走ります。
自転車に乗るときはルールとマナーを守りましょう。



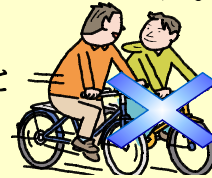
車道通行が原則、歩道は例外



(この標識がある場所は歩道を通ることができます)

自転車は車の仲間なので車道の左側を走ります。
自転車走行可の標識がある場所、13歳未満の子供と高齢者、駐車車両があって車道を走ると危ないときは歩道を走ることができます。

歩道を走るときは車道の近くをすぐにとまること
ができる速さでゆっくり走りましょう。
横に並んで走る並進走行は禁止です。



並進の禁止

交差点では安全確認、一時停止



自転車事故の半分以上は交差点で発生しています。
交差点では車や歩行者に注意してゆっくり走りましょう。
「止まれ」の一時停止標識のあるところでは停止線で一旦
停止して左右の安全確認をしてから進みましょう。
一時停止の標識がなくても、周りが見えにくいところでは
止まって安全確認をしてください。

一時停止標識

二人乗りの禁止



傘差し運転の禁止



携帯電話を使用しながらの運転禁止



交通事故が起きたときは警察に連絡（電話番号110番）すること。

怪我をしている人がいたら救急車を呼びましょう（電話番号119番）。



夜間はライトを点灯



●注意●自転車のルールを守らないと取締りの対象となり罰則を受けることがあります